

香川県地域医療構想策定検討会設置要綱

(目的)

第1条 医療法第30条の4第2項第7号に規定される地域医療構想の策定等について検討するため、香川県地域医療構想策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 地域医療構想の試案の作成に関する事項
- (2) その他地域医療構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- (1) 診療又は調剤に関する学識経験者の団体の代表者
- (2) 医療を提供する立場にある者
- (3) 医療を受ける立場にある者
- (4) 市町の代表者
- (5) 保険者協議会の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員（会長代理）がその職務を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 検討会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部医務国保課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

第2条 この要綱は、地域医療構想を策定した日に廃止する。